

第8章 判定書の書き方

ひと通りの判定が終了したら判定結果を残しておく必要があります。この章では判定結果を残すツールとしての「社内判定書」の作成と、同判定書を根拠にした「社外用判定書」の発行について説明していきます。

Q8-1：ひと通りの判定作業は終わりましたが、社内判定書の書き方について説明してください。

A8-1：それでは「1.5 社内判定書（成果物）」を用いて説明していきます。まずは、製品説明の欄からです。

製品名：JEMIMA-SP-100	名称：スペクトラムアナライザー
製品説明(用途・主機能など)	
<p>1. 用途：テレビ信号や無線用信号などの周波数分析をするのに最適。用途限定はない。</p> <p>「製品はどんな用途に用いられるのか」を中心に記載します。また必要に応じて設計意図なども明記しておくで貨物等省令の例外条文（～用に設計したものを除く）が使える根拠となります。</p>	
<p>2. 主機能：信号を周波数ごとに分析して表示。8GHz まで。フーリエ変換外周分析はできない。</p> <p>「製品は何を実現するものなのか」を記載しますが、次欄の一次判定でズバリ出てくる判定項番に強く関連する機能を記載することが大事です。また、輸出令別表第1の1～15項に係わる項番ですが、実質的には判定不要な機能もあえて記載してもよいでしょう。</p>	
<p>3. 内蔵品(部分品)： トラッキングジェネレータ並びに基板に半田付けされた増幅器、汎用の IC、A/D コンバータ及び CPU。暗号用の IC はなし。各ユニット基板は取り外しが可能。</p>	
<p>4. 内蔵品(ファームウェア)： 波形の記憶・読出し用のプログラムを内蔵。取り外しは不可。</p>	
<p>5. 付属品：プローブ、電源ケーブル、波形分析データ編集用プログラム（PCで動作する）</p> <p>ここは、内蔵品や付属品など判定の要不要をふるいにかける場面です。意味なくランダムに記載するのではなく、一次判定欄に登場する内蔵品や付属品を記載するようにしましょう。社内判定書（成果物）では、「波形分析データ編集用プログラム」がこれに当たります。</p>	

図8-1 スペクトラムアナライザーの製品説明